



# コロナ禍深刻化する貧困

今野晴貴

新型コロナウイルスの感染拡大で、一月に二度目の緊急事態宣言が発令されて以降、人々の生活困窮は厳しさの度を増している。既に完全失業者は百九十七万人、休業者は二百四十四万人に上る。

さらに、「見えない失業」も拡大している。野村総合研究所の調査によると、パート・アルバイトのうち、シフトが五割以上減少し休業手当も受け取っていない「実質的失業者」は、二月時点で百四十六万人以上になる。

元々、低賃金で待遇が不安定な非正規雇用労働者の貧困は深刻化している。正社員であっても、住宅ローンや学費の支払いに追われ、生活設計が狂った人も少なくない。

このような状況下では政府の生活保障対策が頼りだが、見通しは暗い。二度目の特別定額給付金の支給が国会で論議されているものの、麻生太郎財務相は「経済活性化につ

ながらない」と反対している。政府の主張は、昨年の一律十萬円の給付金の多くが貯蓄にまわされ、効果が乏しいといつものだ。

だが、果たしてそうだろうか。NPO法人「POSSE」の相談事例を見ると、十萬円の給付金が出る前の昨年春の時点で、生活が破綻しかけている人は数多くいた。

例えば、東北地方の五十代の男性は、台風で近くの川が氾濫して自宅が半壊し、仕事も失った。その後、就職活動をして警備員に内定したが、コロナ禍で自宅待機になったため無収入に。「生活が苦しいので給付金がほしい」と話した。

また、首都圏の大学生の女性も、学費や生活費をすべてアルバイトで賄っていたが、昨年三月以降は減収し、「収入がゼロになると家賃も払えなくなるので給付金が必要」と窮状を訴えていた。

## 生存権を守る社会であれ

二人の・はるき 1983年仙台市生まれ。若者の雇用問題に取り組むNPO法人「POSSE」代表。2013年、「ブラック企業 日本を食いつぶす妖怪」(文春新書)で大仏次郎論壇賞。

このように、生活基盤の脆弱だった人がコロナ禍に見舞われた場合、一律十萬円の給付金は生きていくために必要不可欠で、決して小さい生活保障ではなかったはずだ。

最低限の生活が維持できないと、日本には生活保護制度がある。菅義偉首相も「最終的には生活保護がある」と話し、給付金支払いを見送った経緯がある。しかし、日本の生活保護行政は、その趣旨に反して必要な人への給付を実質的に制限し続けてきた。

都留文科大名誉教授の後藤道夫氏の試算によると、コロナ禍前、生活保護基準以下で暮らす人は三千万人に及んでいた。

多くの人が生活保護を受けられないでいる最大の原因は、世間のバッシングを恐れ、保護申請をためらっていることだ。保護申請時に、親族に援助ができるかどうか問合わせる「扶養照会」があることも、申請者を萎縮させている。日本の扶養照会の対象は海外に比べて幅広く、「POSSE」の相談事例では、年金生活をしている八十年代の高齢者や大学生が扶養の問い合わせを受けたケースもあったほどだ。

一方、生活困窮者の支援活動を続ける団体「つくろい東京ファンド」によると、扶養照会が実際の扶養に結びついたのはわずか0.4%以下にすぎず、申請の萎縮以外に「効果」がないことも明らかである。

さらに、厳しすぎる資産要件も保護申請のハードルになっている。申請時に認められる預貯金は、最低生活費(生活保護基準)の半分までで、東京都内の単身者であれば六万五千円程度。これに対し、ドイツではコロナ対策として資産審査そのものを当面、半年間見送り、預貯金などの額も六万叶(約七百七十万円)に引き上げた。日本とはあまりにも対照的だ。

日本では「水際作戦」と呼ばれる行政窓口の虚偽説明も横行する。三月、横浜市の福祉事務所の職員は、ホームレスの女性に対し、施設入所が生活保護申請の条件であると誤った説明をして申請を受け付けなかった。生活保護法では、施設入所は強制できないことになっている。こうした施設は個室がなく居住環境も劣悪である場合が少なくない。結局、同市は謝罪に追い込まれた。

最低限の生活を保障するはずの生活保護が必要な人に届いていない。その上、政府は二回目の特別定額給付金をえ出そうとしない。生存権を守る社会を目指さないのであれば、「ポストコロナ」に明るい未来を描くことは決してできないだろう。